

## I F R S 財団 公開草案「I F R S 財団定款修正案」に対する意見

2021年7月29日

株式会社日本取引所グループ  
株式会社東京証券取引所

I F R S 財団 御中

日本取引所グループ／東京証券取引所は、I F R S 財団が公表した公開草案「I F R S サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのI F R S 財団定款の的を絞った修正案」（以下「定款修正案」という。）に対するコメントの機会が設けられたことを歓迎する。

近年、我が国では、中長期的な企業価値の向上に向けて、リスクとしてのみならず収益機会としてもサステナビリティを巡る課題へ積極的・能動的に対応することの重要性が高まっている。また、上場会社においても、投資家向けのサステナビリティ報告を充実する動きが見られる。

こうした状況を踏まえ、我々はコーポレートガバナンス・コードを2021年6月に改訂し、サステナビリティを巡る課題への取組み及び開示に関する規定を新設した。特に気候変動に関する開示について、プライム市場<sup>1</sup>の上場企業に対して、「国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」と示すことにより、国際的に認知される枠組みに沿った開示充実を促進しているところである。我々は、企業による開示の比較可能性の観点から、I F R S 財団の国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）が策定する統一的な枠組みがガバナンス・手続き・内容等に照らして「TCFDと同等の枠組み」と評価できるものになることを強く期待している。

我々は、資本市場の運営者として、引き続き、上場会社が行うサステナビリティ報告の取組みを支援し、上場会社と投資家との間の対話を促進していきたいと考えている。

今回の定款修正案に示された内容は、昨年I F R S 財団が公表した市中協議文書「サステナビリティ報告」に対して我々が提出したコメントレターの内容も踏まえた検討がされており、「サステナビリティ報告における主要な報告対象者

---

<sup>1</sup> プライム市場は、東京証券取引所において2022年4月に創設する予定の国内外の多くの機関投資家向けの株式市場。

として、投資家をはじめとする資本市場の参加者に焦点を当てる」としたことを高く評価している。総論として、我々は I F R S 財団の定款修正案の骨子に同意し支持する。

しかしながら、我々が重要と考えている以下の項目については、さらなる検討が必要と考えている。

#### I S S B の透明性・公平性の確保（質問 1）

I S S B の構成メンバーは、サステナビリティ領域を専門に活動する人材だけでなく、財務諸表作成者や投資家など資本市場の主要な参加者を含めることが必要であり、加えて、地域や所属する業界も含めた多様性を確保することが重要であると考えている。この点、I S S B メンバーの全世界枠が国際会計基準審議会（I A S B）と比べて増加しているが、全世界枠が一部地域を中心として過度に偏ることを懸念しており、I A S B と同等に地理的バランスの取れたメンバー構成とすることが望ましいと考える。それに加えて、I S S B のメンバー選定における透明性及び適切性を確保することが、I S S B の信頼性を確保する上で重要であると考えている。

また、I S S B の基準設定プロセスについても、I A S B と同等の透明性・公平性を確保することが重要であり、I S S B の議決要件は単純過半数ではなく、I A S B と同等とすることが望ましいと考える。

#### I S S B が取り組むべき領域（質問 4）

我々は、I S S B が取り組むべきサステナビリティ報告について、気候変動をグローバルに共通した喫緊の課題として最重要視している。それに加えて、気候変動以外の投資家にとって重要となりうる要素、例えば人権尊重、労働者の健康・労働環境、取引先との適正な取引などの S（社会）の要素、についても検討を進めていくことが適当と考えている。

なお、我々は、I F R S 対応方針協議会のメンバーとして、I F R S 対応方針協議会が I F R S 財団へ提出した定款修正案に対する意見の内容に賛同しており、上記以外の主張については、当該意見をご参照いただきたい<sup>2</sup>。

以 上

---

<sup>2</sup>[http://eifrs.ifrs.org/eifrs/comment\\_letters//590/590\\_28517\\_IFRSCouncilofJapanIFRSCouncilofJapanIFRSCouncilofJapan\\_0\\_CommentletteronIFRSFoundationConstitutions\\_theIFRSCouncilofJapan.pdf](http://eifrs.ifrs.org/eifrs/comment_letters//590/590_28517_IFRSCouncilofJapanIFRSCouncilofJapanIFRSCouncilofJapan_0_CommentletteronIFRSFoundationConstitutions_theIFRSCouncilofJapan.pdf)